

すすめるけん

県がすすめている取り組みを紹介します！

一人で悩まず、消費生活センターに早めの相談を！

誰もが巻き込まれる可能性がある消費者トラブル。困ったときの相談窓口「長崎県消費生活センター」では、専門の相談員がトラブル解決を支援します。一人で悩まず、まずはお相談ください。

消費生活センターってどんなところ？

相談・苦情を受け付けています

悪質商法などの被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスの事故などについて、専門の相談員が事業者との交渉方法や具体的な解決策に関する助言、交渉の手伝いなどを行います。

長崎県消費生活センター（県庁2階）

相談ダイヤル／☎095-824-0999

平日 9時～17時 ※年末年始を除く



メール相談はこちら

消費者ホットライン（全国共通）

相談ダイヤル／☎188（いやや）

平日 9時～17時

土日・祝日 10時～16時



※年末年始を除く

※最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
いややん

情報提供などを行っています

消費生活に関する情報をウェブサイトや広報誌、SNSなどで発信しているほか、消費生活支援講座などを行っています。学校などでの若者を対象とした消費者教育にも積極的に取り組んでいます。



大学での消費者教育の様子

長崎県消費生活センター公式サイト
「ながさき消費生活館」



気を付けよう！最近増えている消費者トラブル

消費者トラブルの事例を知り、トラブルに巻き込まれないように注意しましょう。また、ご家族がトラブルに巻き込まれていないか話をしてみましょう。

トラブル例①

【自動音声の電話で未納料金を請求する詐欺】

契約中の通信事業者関連を名乗る着信があり、自動音声で「未納料金がある」と言われた。ガイダンスに従ってボタンを押したところ、オペレーターにつながり、生年月日と名前を言ったら電話が切れた。不安だ。



- 電話で身に覚えのない未納料金を請求されても相手にせず、無視してください。
- 非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。

不安な場合は、一旦電話を切って、事業者の本来の連絡先を自分で調べて問い合わせたらよかばい！



トラブル例②

【悪質通販サイトを巡るトラブル】

通販サイトでリュックを注文し、約7,000円を指定された個人名義の口座に振り込んだ。その後、連絡がないため発送状況を尋ねるメールを送ったが返信がない。商品が届かないので、全額返金してほしい。



- 悪質通販サイトには「価格が極端に安い」「支払い方法が限定されている」「日本語が不自然」などの特徴があります。購入前によく確認しましょう。

支払方法がクレジットカード決済の場合は、クレジットカード会社に連絡することで、支払停止などの対応が得られる場合があります。

